

高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施について、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）及び地域支援事業の実施について（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）別紙の地域支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、省令及び実施要綱の例による。

(事業の内容)

第3条 市長は、総合事業として、次の事業を行うものとする。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

ア 訪問型サービス

(ア) 介護予防訪問介護相当サービス（第1号訪問事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法（以下「平成26年改正前法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するサービスをいう。以下同じ。）

(イ) 訪問型サービスA（第1号訪問事業のうち、緩和した基準により実施するサービスをいう。以下同じ。）

(ウ) 訪問型サービスB（第1号訪問事業のうち、住民が主体となって提供するサービスをいう。以下同じ。）

(エ) 訪問型サービスC（第1号訪問事業のうち、保健・医療の専門職が提供するサービスであって、短期間において集中的に行うものをいう。以下同じ。）

イ 通所型サービス

(ア) 介護予防通所介護相当サービス（第1号通所事業のうち、平成

26年改正前法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するサービスをいう。以下同じ。）

(イ) 通所型サービスA（第1号通所事業のうち、緩和した基準により実施するサービスをいう。以下同じ。）

(ウ) 通所型サービスB（第1号通所事業のうち、住民が主体となって提供するサービスをいう。以下同じ。）

(エ) 通所型サービスC（第1号通所事業のうち、保健・医療の専門職が提供するサービスであって、短期間において集中的に行うものをいう。以下同じ。）

ウ 介護予防ケアマネジメント（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。以下同じ。）

(2) 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 一般介護予防事業評価事業

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(総合事業の実施方法)

第4条 総合事業の実施方法は、次のとおりとする。

(1) 介護予防訪問介護相当サービス 事業者指定による実施

(2) 訪問型サービスA 事業者指定による実施

(3) 訪問型サービスB 補助による実施

(4) 訪問型サービスC 直接又は委託による実施

(5) 介護予防通所介護相当サービス 事業者指定による実施

(6) 通所型サービスA 事業者指定による実施

(7) 通所型サービスB 補助による実施

(8) 通所型サービスC 事業者指定による実施

(9) 介護予防ケアマネジメント 直接又は委託による実施

(10) 一般介護予防事業 直接又は委託による実施

(総合事業の対象者)

第5条 介護予防・生活支援サービス事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 居宅要支援被保険者

(2) 事業対象者（介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）様式第1（以下「基本チェックリスト」という。）の質問項目に対する回答の結果に基づき、同告示様式第2に掲げるいずれかの基準に該当する第1号被保険者をいう。以下同じ。）

2 一般介護予防事業の対象者は、第1号被保険者及びその支援のための活動に関わる者とする。

（事業対象者の確認）

第6条 介護予防・生活支援サービス事業の利用を希望する者（前条第1項第1号に該当しない者に限る。）は、基本チェックリスト及びアセスメント実施申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに申請者に対して基本チェックリストを実施し、事業対象者に該当するかどうかの確認を行うものとする。

3 市長は、前項の基本チェックリストを実施した結果を、基本チェックリスト実施結果通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（介護予防・生活支援サービス事業に要する費用の額）

第7条 介護予防・生活支援サービス事業（第1号及び第2号に掲げるサービスにあつては、指定事業者（法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。以下同じ。）が実施するものに限る。次項及び第10条において同じ。）に要する費用の額は、別表第1から別表第3までの規定により算定した単位数を合計したものに次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める額を乗じて得た額とする。

(1) 訪問型サービス 10円に厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。次号及び第3号において「単価告示」という。）に定める高松市の地域区分における介護予防訪問介護の割合を乗じて得た額

(2) 通所型サービス 10円に単価告示に定める高松市の地域区分における介護予防通所介護の割合を乗じて得た額

(3) 介護予防ケアマネジメント 10円に単価告示に定める高松市の地域区分における介護予防支援の割合を乗じて得た額

2 前項の規定により介護予防・生活支援サービス事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

(第1号事業支給費及び介護予防ケアマネジメント費の支給)

第8条 市長は、第5条第1項各号に掲げる者が、訪問型サービス又は通所型サービスを利用したときは、第1号事業支給費として、前条の規定により算定された費用の額の100分の90（法第59条の2に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあつては、100分の80）に相当する額を支給するものとする。

2 市長は、第5条第1項各号に掲げる者が、介護予防ケアマネジメントを利用したときは、介護予防ケアマネジメント費として、前条の規定により算定された費用の額の100分の100に相当する額を支給するものとする。

(支給限度額)

第9条 事業対象者に対して前条第1項の規定により支給される額の合計額は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号。次項において「厚生省告示」という。）第2号に定める要支援1の介護予防サービス費等区分支給限度基準額の100分の90（法第59条の2に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあつては、100分の80）に相当する額を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、退院直後等で集中的にサービスを利用することが自立支援につながる場合等利用者の状態により、市長が必要と認める場合は、前条第1項の規定により支給される額の合計額は、厚生省告示第2号に定める要支援2の介護予防サービス費等区分支給限度基準額の100分の90（法第59条の2に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあつては、100分の80）に相当する額を超えることができないこととす

ることができる。

(第1号事業支給費の額の特例)

第10条 災害その他特別な事情により、介護予防・生活支援サービス事業に必要な費用を負担することが困難であると市長が認めた者が受ける第1号事業支給費について第8条第1項及び前条の規定を適用する場合(第8条第1項及び前条の規定により読み替えて適用する場合を除く。)においては、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100の90を超え100分の100以下の範囲内において市長が定めた割合」とする。

2 災害その他特別な事情により、介護予防・生活支援サービス事業に必要な費用を負担することが困難であると市長が認めた者が受ける第1号事業支給費について第8条第1項及び前条の規定を適用する場合(第8条第1項及び前条の規定により読み替えて適用する場合に限る。)においては、第8条第1項及び前条の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「100分の80」とあるのは、「100分の80を超え100分の100以下の範囲内において市長が定めた割合」とする。

(特例第1号事業支給費の支給)

第11条 市長は、次に掲げる場合には、第5条第1項各号に掲げる者に対し、特例第1号事業支給費を支給する。

(1) 第5条第1項各号に掲げる者が、当該要支援認定又は当該事業対象者の確認の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により介護予防訪問介護相当サービス、訪問型サービスA、介護予防通所介護相当サービス、通所型サービスA又は通所型サービスCを受けた場合において、必要があると認めるとき。

(2) 第5条第1項各号に掲げる者が、介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービス以外の介護予防・生活支援サービス又はこれに相当するサービス(高松市社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例(平成24年高松市条例第85号)別表第1第14項に規定する基準該当介護予防サービスの基準を満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号において「基準該当介護予防・生活支援サービス」という。)を受けた場合において、必要があると認め

るとき。

(3) 介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービス及び基準該当介護予防・生活支援サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準（平成11年厚生省告示第99号）に該当するものに住所を有する第5条第1項各号に掲げる者が、介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービス及び基準該当介護予防・生活支援サービス以外の介護予防・生活支援サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認める場合

- 2 特例第1号事業支給費の額は、当該介護予防・生活支援サービス又はこれに相当するサービスについて第7条の規定により算定した費用の額（その額が現に当該介護予防・生活支援サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、現に当該介護予防・生活支援サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の100分の90（法第59条の2に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあつては、100分の80）に相当する額とする。
- 3 市長は、特例第1号事業支給費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る介護予防・生活支援サービス若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者（以下この項において「介護予防・生活支援サービスを担当する者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護予防・生活支援サービスを担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 4 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 5 第3項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(訪問型サービスB及び通所型サービスBの利用料)

第12条 訪問型サービスB及び通所型サービスBを実施する者は、利用者から利用料を徴収することができる。

(指定事業者の指定等)

第13条 法第115条の45の3第1項の指定又は法第115条の45の6第1項の指定の更新を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、高松市介護予防・生活支援サービス事業者指定(更新)申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の指定又は指定の更新をしたときは、高松市介護予防・生活支援サービス事業者指定・指定更新通知書(様式第4号)を申請者に交付するものとする。

3 第1項の指定又は指定の更新の有効期間は、6年とする。

4 前3項に定めるもののほか、第1項の指定又は指定の更新の基準その他指定又は指定の更新に必要な事項は、市長が別に定める。

(指定の拒否)

第14条 前条第1項に規定する指定又は指定の更新の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定又は指定の更新をしないものとする。

(1) 申請者が法人でないとき。

(2) 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、高松市訪問型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱(平成28年10月1日施行。以下「訪問基準要綱」という。)又は高松市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱(平成28年10月1日施行。以下「通所基準要綱」という。)に定める基準、員数等を満たしていないとき。

(3) 申請者が、訪問基準要綱又は通所基準要綱に定める設備及び運営に関する基準に従って適正な介護予防・生活支援サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。

(4) 当該申請に係る法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者

であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人(以下「役員等」という。)が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(5) 申請者が、法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(6) 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(7) 申請者が、法、法第7条第6項各号(第4号を除く。)に掲げる法律、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、国民年金法(昭和34年法律第141号)又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金(地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による国民健康保険税を含む。以下この号において「保険料等」という。)について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。)を引き続き滞納している者であるとき。

(8) 申請者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者(当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。

(9) 申請者と密接な関係を有する者(申請者の株式の所有その他の事由を

通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していないとき。

(10) 申請者が、法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(11) 申請者が、法第115条の45の7第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として市長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に次条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(12) 第10号に規定する期間内に次条第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(13) 申請者が、指定の申請前5年以内に訪問型サービス又は通所型サービ

スに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(14) 申請者の役員等のうちに第5号から第7号まで及び第10号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

(変更等の届出)

第15条 指定事業者は、省令第140条の63の5第1項第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第8号まで、第12号及び第14号に掲げる事項に変更があった場合は、当該変更のあった日から10日以内に高松市介護予防・生活支援サービス事業者変更届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 指定事業者は、指定又は指定の更新に係る事業の廃止又は休止をしようとする場合は、当該廃止又は休止の日の1月前までに高松市介護予防・生活支援サービス事業者廃止・休止届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

3 指定事業者は、休止した指定又は指定の更新に係る事業を再開した場合は、当該再開の日から10日以内に高松市介護予防・生活支援サービス事業者再開届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(指定事業者の指定の取消し等)

第16条 市長は、法第115条の45の9の規定により指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止する場合は、高松市介護予防・生活支援サービス事業者取消・停止通知書（様式第8号）により、当該指定の取消し又は停止に係る者に通知するものとする。

(訪問型サービスB又は通所型サービスBの届出等)

第17条 訪問型サービスB又は通所型サービスBを実施しようとする者は、高松市訪問型サービスB・通所型サービスB実施届出書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により届出をした者は、届け出た事項に変更があった場合は、当該変更のあった日から10日以内に高松市訪問型サービスB・通所型サービスB届出事項変更届（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により届出をした者は、届出に係る事業の廃止又は休止をし

ようとする場合は、当該廃止又は休止の日の1月前までに高松市訪問型サービスB・通所型サービスB廃止・休止届（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

4 前項の規定により届出をした者は、届出に係る事業を再開した場合は、当該再開の日から10日以内に高松市介護予防・生活支援サービス再開届（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、第1項の規定による届出に必要な事項は、市長が別に定める。

（高額介護予防サービス費相当事業）

第18条 市長は、実施要綱別記1の第2の1（コ）の規定の例により、高額介護予防サービス費相当事業を実施する。

2 高額介護予防サービス費相当事業による支給（以下「高額介護予防サービス相当費」という。）を受けようとする者は、高額介護予防サービス相当費支給申請書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（高額医療合算介護予防サービス費相当事業）

第19条 市長は、実施要綱別記1の第2の1（サ）の規定の例により、高額医療合算介護予防サービス費相当事業を実施する。

2 高額医療合算介護予防サービス費相当事業による支給（以下「高額医療合算介護予防サービス相当費」という。）を受けようとする者は、高額医療合算介護予防サービス相当費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

（介護予防ケアマネジメント及び一般介護予防事業の実施）

第20条 介護予防ケアマネジメント及び一般介護予防事業の実施については、市長が別に定める。

（委任）

第21条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第13条に規定する法第115条の45の3の指定を受けたものとみなされたものが、当該みなされた期間の間に同一の場所で、介護予防訪問介護相当サービスの指定を受けたとみなされたものにあつては訪問型サービスAの、介護予防通所介護相当サービスの指定を受けたとみなされたものにあつては通所型サービスA又は通所型サービスCの指定を受けた場合における指定の有効期間は、第13条第3項の規定にかかわらず、当該指定を受けた日から平成36年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

1 介護予防訪問介護相当サービス費（1月につき）

- (1) 訪問型サービス費（Ⅰ） 1, 168単位
- (2) 訪問型サービス費（Ⅱ） 2, 335単位
- (3) 訪問型サービス費（Ⅲ） 3, 704単位

注1 利用者に対して、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所（訪問基準要綱第4条第1項に規定する指定介護予防訪問介護相当サービス事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

ア 訪問型サービス費（Ⅰ） 介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいい、施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）又は介護予防ケアマネジメントにより週1回程度の介護予防訪問介護相当サービスが必要とされた者

イ 訪問型サービス費（Ⅱ） 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週2回程度の介護予防訪問介護相当サービスが必要とされた者

ウ 訪問型サービス費（Ⅲ） 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントによりイに掲げる回数を超える介護予防訪問介護相当サービスが必要とされた者（その要支援状態区分が要介護

認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第2号に掲げる区分である者又は退院直後で集中的にサービスを利用することが自立支援につながる場合等利用者の状態により、市長が必要と認める者に限る。）

注2 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者（訪問基準要綱第4条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）を配置している場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

注3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅であって同項に規定する都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。））にあつては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）の登録を受けたものに限る。）若しくは指定介護予防訪問介護相当サービス事業所と同一建物に居住する利用者又は指定介護予防訪問介護相当サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

注4 厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号。以下「地域告示」という。）に規定する地域に所在する指定介護予防訪問介護相当サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、特別地域介護予防訪問介護加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注5 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年厚生労働省告示第83号。以下「中山間地域告示」という。）第1号に規定する地域に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5人以下の指定介護予防訪問介護相当サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注6 指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等が、中山間地域告示第2号に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（訪問基準要綱第25条第5号に規定する通常

の事業の実施地域をいう。以下この表において同じ。)を越えて、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注7 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防訪問介護相当サービス費は、算定しない。

注8 利用者が一の指定介護予防訪問介護相当サービス事業所において介護予防訪問介護相当サービスを受けている間は、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所以外の指定介護予防訪問介護相当サービス事業所が介護予防訪問介護相当サービスを行った場合に、介護予防訪問介護相当サービス費は、算定しない。

注9 利用者が一の指定介護予防訪問介護相当サービス事業所において介護予防訪問介護相当サービスを受けている間は、指定訪問型サービスA事業所(訪問基準要綱第44条第1項に規定する指定訪問型サービスA事業所をいう。以下同じ。)が訪問型サービスAを行った場合に、訪問型サービスA費は、算定しない。

(4) 初回加算 200単位

注 指定介護予防訪問介護相当サービス事業所において、新規に介護予防訪問介護相当サービス計画(訪問基準要綱第37条第2項第1号に規定する介護予防訪問介護相当サービス計画をいう。以下同じ。)を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の介護予防訪問介護相当サービスを行った日の属する月に介護予防訪問介護相当サービスを行った場合又は当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の介護予防訪問介護相当サービスを行った日の属する月に介護予防訪問介護相当サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(5) 生活機能向上連携加算 100単位

注 利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス基準」という。)第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション(指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)を行った際にサービス提供責任者が同行し、当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問介護相当サービス計画を作成した場合であって、当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該介護予防訪問介護相当サービス計画に基づく介護予防訪問介護相当サービスを行ったときは、初回の当該介護予防訪問介護相当サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単

位数を加算する。

(6) 介護職員処遇改善加算

注 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号。以下「基準告示」という。）第100号に規定する基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定介護予防訪問介護相当サービス事業所が、利用者に対し、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、次のアからオまでに掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、それぞれアからオまでに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1）から（5）までにより算定した単位数の1,000分の137に相当する単位数

イ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（1）から（5）までにより算定した単位数の1,000分の100に相当する単位数

ウ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1）から（5）までにより算定した単位数の1,000分の55に相当する単位数

エ 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）ウにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

オ 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）ウにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

(7) 第9条に規定する合計額の算定に当たっては、第1号から第3号までの注4から注6まで及び第6号の規定による加算の合計額を控除するものとする。

2 訪問型サービスA費（1回につき）

(1) 訪問型サービスA費（Ⅰ） 225単位

(2) 訪問型サービスA費（Ⅱ） 200単位

(3) 訪問型サービスA費（Ⅲ） 180単位

注1 利用者に対して、指定訪問型サービスA事業所の従事者（訪問基準要綱第44条第1項に規定する従事者をいう。以下同じ。）が、訪問型サービスAを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

ア 訪問型サービスA費（Ⅰ） 介護福祉士、法第8条第2項に規定する政令で定める者、市の指定する研修の修了者等が提供するサービス

イ 訪問型サービスA費（Ⅱ） 市の指定する研修の修了者等が提供するサービス（一般的な調理、配下膳を除く。）

ウ 訪問型サービスA費（Ⅲ） 社会就労支援センター協議会その他国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第2項に規定する障害者就労施設の利用者、生活支援員等のうち、市の指定する研修の修了者等が提供するサービス（一般的な調理、配下膳を除く。）

注2 訪問型サービスA費に係る算定回数限度は、次のとおりとする。

ア 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより、

週 1 回程度の利用が必要と認められた場合 週 1 回まで
イ 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより、
週 2 回程度の利用が必要と認められた場合 週 2 回まで

注 3 指定訪問型サービス A 事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問型サービス A 事業所と同一建物に居住する利用者又は指定訪問型サービス A 事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物の利用者に対し、訪問型サービス A を行った場合は、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定する。

注 4 地域告示に規定する地域に所在する指定訪問型サービス A 事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の従事者が訪問型サービス A を行った場合は、1 回につき、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める単位数を加算する。

ア 特別地域加算（訪問型サービス A 費（Ⅰ）） 34 単位

イ 特別地域加算（訪問型サービス A 費（Ⅱ）） 30 単位

ウ 特別地域加算（訪問型サービス A 費（Ⅲ）） 27 単位

注 5 中山間地域告示第 1 号に規定する地域に所在し、かつ、1 月当たり実利用者数が 5 人以下の指定訪問型サービス A 事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の従事者が訪問型サービス A を行った場合は、1 回につき、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める単位数を加算する。

ア 中山間地域小規模事業所加算（訪問型サービス A 費（Ⅰ）） 23 単位

イ 中山間地域小規模事業所加算（訪問型サービス A 費（Ⅱ）） 20 単位

ウ 中山間地域小規模事業所加算（訪問型サービス A 費（Ⅲ）） 18 単位

注 6 指定訪問型サービス A 事業所の従事者が、中山間地域告示第 2 号に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、訪問型サービス A を行った場合は、1 回につき、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める単位数を加算する。

ア 中山間地域居住者サービス提供加算（訪問型サービス A 費（Ⅰ）） 11 単位

イ 中山間地域居住者サービス提供加算（訪問型サービス A 費（Ⅱ）） 10 単位

ウ 中山間地域居住者サービス提供加算（訪問型サービス A 費（Ⅲ）） 9 単位

注 7 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問型サービス A 費は、算定しない。

注 8 利用者が一の指定訪問型サービス A 事業所において訪問型サービス A を受けている間は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所が介護予防訪問介護相当サービスを行った場合に、介護予防訪問介護相当サービス費は、算定しない。

(4) 生活機能向上連携加算 100 単位

注 利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った際に訪問事業責任者（訪問基準要綱第 4 4 条第 2 項に規定する訪問事業責任者をいう。以下同じ。）が同行し、当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問型サービス A 計画（訪問基準要綱第 4 7 条第 2 項第 1 号に規定する訪問型サービス A 計画をいう。以下同じ。）を作成した場合であつて、当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該訪問型サービス A 計画に基づく訪問型サービス A を行ったときは、初回の当該訪問型サービス A が行われた日の属する月以降 3 月の間、1 月につき所定単位数を加算する。

(5) 第 9 条に規定する合計額の算定に当たっては、第 1 号から第 3 号までの注 4 から注 6 までの規定による加算の合計額を控除するものとする。

別表第 2（第 7 条関係）

1 介護予防通所介護相当サービス費（1 月につき）

(1) 要支援 1 又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより週 1 回程度の介護予防通所介護相当サービスが必要とされた事業対象者 1, 647 単位

(2) 要支援 2 又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより週 2 回程度の介護予防通所介護相当サービスが必要とされた事業対象者 3, 377 単位

注 1 厚生労働大臣が定める施設基準（平成 27 年厚生労働省告示第 96 号）第 71 号の基準に適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所（通所基準要綱第 4 条第 1 項に規定する指定介護予防通所介護相当サービス事業所をいう。以下同じ。）において、介護予防通所介護相当サービスを行った場合に、利用者の区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が、厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成 12 年厚生省告示第 27 号。以下「通所介護費等算定方法」という。）第 15 号に規定する基準に該当する場合は、同号の規定の例により算定する。

注 2 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者（通所基準要綱第 4 条第 1 項に規定する従業者をいう。以下同じ。）が、中山間地域告示第 2 号に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（通所基準要綱第 23 条第 6 号に規定する通常の事業の実施地域をいう。以下同じ。）を越えて、介護予防通所介護相当

サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注3 基準告示第18号に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所において、若年性認知症利用者（政令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となった者をいう。）に対して指定介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1月につき240単位を所定単位数に加算する。

注4 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防通所介護相当サービス費は、算定しない。

注5 利用者が一の指定介護予防通所介護相当サービス事業所において介護予防通所介護相当サービスを受けている間は、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所以外の指定介護予防通所介護相当サービス事業所が介護予防通所介護相当サービスを行った場合に、介護予防通所介護相当サービス費は、算定しない。

注6 利用者が一の指定介護予防通所介護相当サービス事業所において介護予防通所介護相当サービスを受けている間は、指定通所型サービスA事業所（通所基準要綱第44条第1項に規定する指定通所型サービスA事業所をいう。以下同じ。）が通所型サービスAを行った場合に、通所型サービスA費は、算定しない。

注7 利用者が一の指定介護予防通所介護相当サービス事業所において介護予防通所介護相当サービスを受けている間は、指定通所型サービスC事業所（通所基準要綱第57条第1項に規定する指定通所型サービスC事業所をいう。以下同じ。）が通所型サービスCを行った場合に、通所型サービスC費は、算定しない。

注8 指定介護予防通所介護相当サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定介護予防通所介護相当サービス事業所と同一建物から当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所に通う者に対し、介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、1月につき、次のア及びイに掲げる利用者の区分に応じ、それぞれア及びイに定める単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

ア 要支援1又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより週1回程度の介護予防通所介護相当サービスが必要とされた事業対象者 376単位

イ 要支援2又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより週2回程度の介護予防通所介護相当サービスが必要とされた事業対象者 752単位

(3) 生活機能向上グループ活動加算 100単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数

の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下この注において「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

ア 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他指定介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した介護予防通所介護相当サービス計画（通所基準要綱第36条第2項第1号に規定する介護予防通所介護相当サービス計画をいう。以下同じ。）を作成していること。

イ 介護予防通所介護相当サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ウ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

(4) 運動器機能向上加算 225単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び(7)において「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置していること。

イ 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 通所介護費等算定方法第15号に規定する基準のいずれにも該当しない指定介護予防通所介護相当サービス事業所であること。

(5) 栄養改善加算 150単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持

又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び(7)において「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下この注において「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 通所介護費等算定方法第15号に規定する基準のいずれにも該当しない指定介護予防通所介護相当サービス事業所であること。

(6) 口腔機能向上加算 150単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び(7)において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。

イ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 通所介護費等算定方法第15号に規定する基準のいずれにも該当しない指定介護予防通所介護相当サービス事業所であること。

(7) 選択的サービス複数実施加算

注 基準告示第109号に規定する基準に適合しているものとして、市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき次のア及びイに掲げる区分に応じ、それぞれア及びイに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加

算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ) 480単位

イ 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ) 700単位

(8) 事業所評価加算 120単位

注 基準告示第110号に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所において、評価対象期間(厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年厚生労働省告示第94号)第82号に規定する期間をいう。)の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数を加算する。

(9) サービス提供体制強化加算

注 基準告示第111号に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次のアからウまでに掲げる利用者の区分に応じて1月につきそれぞれアからウまでに定める所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ

(ア) 要支援1又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより週1回程度の介護予防通所介護相当サービスが必要とされた事業対象者 72単位

(イ) 要支援2又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより週2回程度の介護予防通所介護相当サービスが必要とされた事業対象者 144単位

イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ

(ア) 要支援1又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより週1回程度の介護予防通所介護相当サービスが必要とされた事業対象者 48単位

(イ) 要支援2又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより週2回程度の介護予防通所介護相当サービスが必要とされた事業対象者 96単位

ウ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

(ア) 要支援1又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより週1回程度の介護予防通所介護相当サービスが必要とされた事業対象者 24単位

(イ) 要支援2又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより週2回程度の介護予防通所介護相当サービスが必要とされた事業対象者 48単位

(10) 介護職員処遇改善加算

注 基準告示第112号に規定する基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、介護予防通所介護相当

サービスを行った場合は、次のアからオまでに掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、それぞれアからオまでに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(9)までにより算定した単位数の1,000分の59に相当する単位数

イ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(9)までにより算定した単位数の1,000分の43に相当する単位数

ウ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1)から(9)までにより算定した単位数の1,000分の23に相当する単位数

エ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ウにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

オ 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) ウにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

(11) 第9条に規定する合計額の算定に当たっては、第1号及び第2号の注2、第9号並びに第10号の規定による加算の合計額を控除するものとする。

2 通所型サービスA費

(1) 通所型サービスA費 328単位(1回につき)

注1 通所基準要綱第44条の基準に適合しているものとして市長に届け出た指定通所型サービスA事業所(同項に規定する指定通所型サービスA事業所をいう。以下同じ。)において、通所型サービスAを行った場合に、利用者の数又は従事者の員数が、通所介護費等算定方法第15号に規定する基準に該当する場合は、同号の規定の例により算定する。この場合において、同号中「介護職員」とあるのは「従事者」と読み替えるものとする。

注2 通所型サービスA費に係る算定回数の限度は、次のとおりとする。

ア 要支援1又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより、週1回程度の利用が必要とされた事業対象者 週1回まで

イ 要支援2又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより、週2回程度の利用が必要とされた事業対象者 週2回まで

注3 指定通所型サービスA事業所の従業者が、中山間地域告示第2号に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、通所型サービスAを行った場合は、1回につき16単位を所定単位数に加算する。

注4 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所型サービスA費は、算定しない。

注5 利用者が一の指定通所型サービスA事業所において通所型サービスAを受けている間は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所が介護予防通所介護相当サービスを行った場合に、介護予防通所介

護相当サービス費は、算定しない。

注6 利用者が一の指定通所型サービスA事業所において通所型サービスAを受けている間は、指定通所型サービスC事業所が通所型サービスCを行った場合に、通所型サービスC費は、算定しない。

注7 指定通所型サービスA事業所と同一建物に居住する者又は指定通所型サービスA事業所と同一建物から当該指定通所型サービスA事業所に通う者に対し、通所型サービスAを行った場合は、1回につき87単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

注8 通所型サービスAの実施に当たり、送迎を行わない場合は、片道につき47単位を所定単位数から減算する。

(2) 生活機能向上グループ活動加算 100単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下この注において「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

ア 指定通所型サービスA事業所の従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所型サービスA計画（通所基準要綱第47条第2項第1号に規定する通所型サービスA計画をいう。以下同じ。）を作成していること。

イ 通所型サービスA計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ウ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

(3) 栄養改善加算 150単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び(5)において「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士その他の職種の人（以下この注において「管理栄養士等」という。）が共同し

て、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 通所介護費等算定方法第15号に規定する基準のいずれにも該当しない指定通所型サービスA事業所であること。この場合において、同号中「指定介護予防通所介護」とあるのは「通所型サービスA」と、「指定介護予防通所介護事業所」とあるのは「指定通所型サービスA事業所」と、「看護職員又は介護職員」とあるのは「従事者」と読み替えるものとする。

(4) 口腔機能向上加算 150単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び(5)において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。

イ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、従業者その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 通所介護費等算定方法第15号に規定する基準のいずれにも該当しない指定通所型サービスA事業所であること。この場合において、同号中「指定介護予防通所介護」とあるのは「通所型サービスA」と、「指定介護予防通所介護事業所」とあるのは「指定通所型サービスA事業所」と、「看護職員又は介護職員」とあるのは「従事者」と読み替えるものとする。

(5) 選択的サービス複数実施加算

注 基準告示第109号に規定する基準に適合しているものとして、市長に届け出た指定通所型サービスA事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスのいずれも実施した場合に、1月につき480単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、算定しない。

(6) 第9条に規定する合計額の算定に当たっては、第1号の注3の規定による加算の合計額を控除するものとする。

3 通所型サービスC費

(1) 通所型サービスC費 305単位(1回につき)

注1 通所型サービスC費に係る算定回数の限度は週1回までとし、算定期間の限度は6か月間までとする。

注2 通所型サービスCの実施に当たり、送迎を行わない場合は、片道につき47単位を所定単位数から減算する。

注3 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所型サービスC費は、算定しない。

注4 利用者が一の指定通所型サービスC事業所において通所型サービスCを受けている間は、当該指定通所型サービスC事業所以外の指定通所型サービスC事業所が通所型サービスCを行った場合に、通所型サービスC費は、算定しない。

注5 利用者が一の指定通所型サービスC事業所において通所型サービスCを受けている間は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所が介護予防通所介護相当サービスを行った場合に、介護予防通所介護相当サービス費は、算定しない。

注6 利用者が一の指定通所型サービスC事業所において通所型サービスCを受けている間は、指定通所型サービスA事業所が通所型サービスAを行った場合に、通所型サービスA費は、算定しない。

(2) 栄養改善加算 150単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注及び(4)において「栄養改善サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士その他の職種(以下この注において「管理栄養士等」という。)が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

(3) 口腔機能向上加算 150単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者

対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び(4)において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 歯科医師、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。

イ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、歯科医師、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、従事者その他の職種の者（以下「歯科医師等」という。）が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い歯科医師等が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。

(4) 選択的サービス複数実施加算

注 前2号に規定する基準に適合しているものとして、市長に届け出た指定通所型サービスC事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスのいずれも実施した場合に、1月につき480単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、算定しない。

別表第3（第7条関係）

1 ケアマネジメントA費（1月につき） 430単位

(1) 初回加算 300単位

注 地域包括支援センター等において、利用者に対し、新規にケアマネジメントAを行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。

(2) 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位

注 利用者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）に提供し、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における指定介護予防サービス等の利用に係る計画（指定地域密着

型介護予防サービス基準第44条第10項に規定する指定介護予防サービス等の利用に係る計画をいう。)の作成等に協力した場合に、所定単位数を加算する。ただし、この場合において、利用開始日前6月以内において、当該利用者による当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を算定している場合は、算定しない。

2 ケアマネジメントB費(1月につき) 350単位

注 地域包括支援センター等において、利用者に対し、新規にケアマネジメントBを行った場合については、初回加算として、1月につき300単位を所定単位数に加算する。

3 ケアマネジメントC費(1回につき) 430単位

注 地域包括支援センター等において、利用者に対し、新規にケアマネジメントCを行った場合については、初回加算として、1回につき300単位を所定単位数に加算する。

4 この表において、ケアマネジメントAとは現行の予防給付に対する介護予防ケアマネジメントと同様の介護予防ケアマネジメントを、ケアマネジメントBとはサービス担当者会議を省略したケアプランを作成し、必要に応じてモニタリング時期を設定した上で、評価及びケアプランの変更を行う簡略化した介護予防ケアマネジメントを、ケアマネジメントCとは訪問型サービスB又は通所型サービスBのみの利用を開始するときに行う介護予防ケアマネジメントをいう。

様式第 1 号（第 6 条関係）

（宛先）高松市長

基本チェックリスト及びアセスメント実施申請書

次のとおり基本チェックリスト及びアセスメントの実施を申請します。

申請年月日		年 月 日												
対象者	被保険者番号												生年月日 年 月 日	年 月 日 (歳)
	フリガナ											性 別	男・女	
	氏 名											電 話 番 号		
	住 所	〒 高松市 町 番地 番 号												
	要介護認定	未申請 要支援：1・2					有効期間： 年 月 日まで							
	生活場所	自 宅 入院中（病院名 電話番号 ） 退院予定日： 年 月 日 その他（施設名 電話番号 ）												
相談者	フリガナ											対象者との関係		
	氏 名											電 話 番 号		
	住 所													
困っていること														
相談に来た理由														

介護予防ケアマネジメントを作成する地域包括支援センター又は居宅介護支援事業者が、基本チェックリスト及びアセスメント結果を利用し、主治医等に連絡することについて同意します。

対象者氏名（自筆）

家族代筆者氏名

様式第3号（第13条関係）

（表）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 主たる事務所の所在地
 名 称
 代表者の氏名 ㊟

高松市介護予防・生活支援サービス事業者指定（更新）申請書

高松市介護予防・生活支援サービス事業者の指定（更新）を受けたいので、次のとおり申請します。

申 請 者	フリガナ					
	名称					
	主たる事務所の所在地	〒 (ビルの名称等)				
	連絡先	電話番号		ファクシミリ番号		
	法人の種類別				法人所轄庁	
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名		フリガナ氏名		生年月日
代表者の住所	〒					
指 定 （ 更 新 ） を 受 け よ う と す る 事 業 所 の 種 類	フリガナ					
	名称					
	事業所の所在地	〒 (ビルの名称等)				
	事業等の種類	指定申請をする事業 (事業開始予定年月日)	指定更新申請をする事業 (現に受けている指定の有効期間満了日)	付表		
	訪問サービス型	介護予防訪問介護相当サービス			1	
	訪問サービス型	訪問型サービスA (A-1)			2	
		訪問型サービスA (A-2)				
		訪問型サービスA (A-3)				
	通所サービス型	介護予防通所介護相当サービス			3	
		通所型サービスA			4	
通所型サービスC				5		
介護保険事業所番号 (既に指定を受けている場合)						

(裏)

備考

- 1 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に「社会福祉法人」、「医療法人」、「一般社団法人」、「一般財団法人」、「株式会社」等の別を記入してください。
- 2 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記入してください。
- 3 指定申請の場合、該当するサービスの「指定申請をする事業」欄に事業の開始予定年月日を記入してください。
- 4 指定更新申請の場合、該当するサービスの「指定更新申請をする事業」欄に事業所が現に受けている指定の有効期間満了日（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第13条の規定に基づき指定を受けたものとみなされた者については「H30.3.31」）を記入してください。

付表1 介護予防訪問介護相当サービスの指定（更新）に係る記載事項

当該事業所と同一所在地で提供する全てのサービスにチェック印を付けてください。

訪問介護 介護予防訪問介護 介護予防訪問介護相当サービス 訪問型サービスA（A-1） 訪問型サービスA（A-2） 訪問型サービスA（A-3）

事業所	フリガナ			
	名称			
	所在地	〒 (ビルの名称等)		
	連絡先	電話番号	ファクシミリ番号	
当該事業の実施について定めている定款等の条文			第 条第 項第 号	
管 理 者	フリガナ			住所 〒
	氏名			
	生年月日			
	当該事業所で兼務する他の職種（兼務の場合のみ記入）			
者	同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務（兼務の場合記入）	事業所等の名称		
		兼務する職種及び勤務時間等		
サ ー ビ ス 提 供 責 任 者	フリガナ			住所 〒
	氏名			
	生年月日			
	フリガナ			住所 〒
	氏名			
	生年月日			
主 な 掲 示 事 項	従業者の職種・員数（一体的に実施する（介護予防）訪問介護事業所を含む）	訪 問 介 護 員 等		
		専 従	兼 務	
	常勤（人）			
	非常勤（人）			
	常勤換算後の人数（人）			
	※基準上の必要人数（人）			
	※適合の可否			
	営業日			
	営業時間			
	利用料	法定代理受領分		
		法定代理受領分以外		
	その他の費用			
	通常の事業実施地域			
【添付書類】 別添のとおり（申請者の定款、寄附行為等及びその登記簿謄本又は条例等、従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（組織体制図、資格証、雇用契約書の写し等）、事業所の管理者の経歴書、サービス提供責任者の経歴書、事業所の平面図、位置図、外観及び内部の様子が分かる写真、運営規程、利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要、当該申請に係る資産の状況（決算書、損害保険証書等）、当該事業所の所在地以外の場所で、当該申請に係る事業の一部を行うときの名称・所在地、介護保険法第115条の45の5第2項及び高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第14条各号に該当しないことを誓約する書面、役員の氏名等、貸借契約書その他市長が必要と認めるもの）				

備考

- ※印の欄は、記入しないでください。
- 記入欄が不足する場合は適宜欄を設けて記載するか、又は別葉に記載した書類を添付してください。
- 「主な掲示事項」については、この欄の記載を省略し、別添資料として添付して差し支えありません。
- 出張所等がある場合は、出張所等の所在地、サービス提供に当たる訪問介護員の人数を別葉にして記載してください。

付表2 訪問型サービスAの指定（更新）に係る記載事項

当該事業所と同一所在地で提供する全てのサービスにチェック印を付けてください。

訪問介護 介護予防訪問介護 介護予防訪問介護相当サービス 訪問型サービスA（A-1） 訪問型サービスA（A-2） 訪問型サービスA（A-3）

事業所	フリガナ 名称			
	所在地	〒 (ビルの名称等)		
	連絡先	電話番号		ファクシミリ番号
当該事業の実施について定めている定款等の条文				第 条第 項第 号
管理者	フリガナ		住所	〒
	氏名			
	生年月日			
	当該事業所で兼務する他の職種 (兼務の場合のみ記入)			
訪問事業責任者	同一敷地内の他の事業所 又は施設の従業者との兼 務(兼務の場合記入)	事業所等の名称		
			兼務する職種及 び勤務時間等	
訪問事業責任者	フリガナ		住所	〒
	氏名			
	生年月日			
	フリガナ		住所	〒
	氏名			
	生年月日			
従業者の職種・員数		従事者		
		専	従	兼
常勤(人)				
非常勤(人)				
主な 揭示 事項	営業日			
	営業時間			
	利用料	法定代理受領分		
		法定代理受領分以外		
	その他の費用			
通常の事業実施地域				
<p>【添付書類】</p> <p>別添のとおり（申請者の定款、寄附行為等及びその登記簿謄本又は条例等、従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（組織体制図、資格証、雇用契約書の写し等）、事業所の管理者の経歴書、サービス提供責任者の経歴書、事業所の平面図、位置図、外観及び内部の様子が分かる写真、運営規程、利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要、当該申請に係る資産の状況（決算書、損害保険証書等）、介護保険法第115条の45の5第2項及び高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第14条各号に該当しないことを誓約する書面、役員の氏名等、貸借契約書その他市長が必要と認めるもの）</p>				

備考

- 1 記入欄が不足する場合は適宜欄を設けて記載するか、又は別葉に記載した書類を添付してください。
- 2 「主な揭示事項」については、この欄の記載を省略し、別添資料として添付して差し支えありません。

付表 3-1 介護予防通所介護相当サービスの指定（更新）に係る記載事項
（表）

当該事業所と同一所在地で提供する全てのサービスにチェック印を付けてください。

- 通所介護 介護予防通所介護 介護予防通所介護相当サービス
 通所型サービスA 通所型サービスC

事業所	フリガナ										
	名称										
	所在地	〒 (ビルの名称等)									
事業所	連絡先	電話番号			ファクシミリ番号						
	当該事業の実施について定めている定款等の条文				第	条第	項第	号			
管理者	フリガナ				住所	〒					
	氏名										
	生年月日										
管理者	当該事業所で兼務する他の職種（兼務の場合のみ記入）										
	同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務（兼務の場合記入）	事業所等の名称									
		兼務する職種及び勤務時間等									
実施単位数	単位										
同時に介護予防通所介護相当サービス（及び一体的に実施する（介護予防）通所介護）の提供を受けることができる利用者の数の上限							人				
単位別従業者の職種・員数（一体的に実施する（介護予防）通所介護事業所を含む。）				生活相談員		看護職員		介護職員		機能訓練指導員	
				専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤（人）											
非常勤（人）											
※基準上の必要人数（人）											
※適合の可否											
食堂及び機能訓練室の合計面積				※基準上の必要数値			※適合の可否				
				㎡			㎡以上				
主な揭示事項	営業日										
	営業時間（単位ごとのサービス提供時間）		(① : ~ : ② : ~ : ③ : ~ :)								
	利用定員		人（単位ごとの定員① 人、② 人、③ 人）								
	利用料		法定代理受領分								
			法定代理受領分以外								
	その他の費用										
通常の事業実施地域											
【添付書類】 別添のとおり（申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等、従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（組織体制図、資格証、雇用契約書の写し等）、事業所の管理者の経歴書、事業所の平面図、位置図、備品概要、運営規程、利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要、当該申請に係る資産の状況（決算書、損害保険証書等）、当該事業所の所在地以外の場所で、当該申請に係る事業の一部を行う施設の名称・所在地、介護保険法第115条の45の5第2項及び高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第14条各号に該当しないことを誓約する書面、役員の氏名等、貸借契約書、建築基準法の規定による検査済証、消防設備等検査済証、その他市長が必要と認めるもの）											

(裏)

介護予防通所介護相当サービス

実施単位数が複数の場合は、単位ごとに下記について記載のこと。

単位別従業者の職種・員数（一体的に実施する（介護予防）通所介護事業所を含む。）	生活相談員		看護職員		介護職員		機能訓練指導員	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤（人）								
非常勤（人）								
※基準上の必要人数（人）								
※適合の可否								

備考

- 1 ※印の欄は、記入しないでください。
- 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、又は別葉に記載した書類を添付してください。
- 3 「主な揭示事項」については、この欄の記載を省略し、別添資料として添付して差し支えありません。
- 4 事業所内で複数の単位を実施する場合にあっては、2単位目以降に係る利用定員及び単位別従業者の職種・員数については、別葉に記載し添付してください。
- 5 事業所の所在地以外の場所に本事業の一部を実施する施設を有するときは、「付表3-2」に必要事項を記載の上、添付してください。

付表 3-2 介護予防通所介護相当サービスを事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項

一 部 事 業 施 設	フリガナ								
	名称								
	所在地	〒 (ビルの名称等)							
	連絡先	電話番号				ファクシミリ番号			
実施単位数		単位							
同時に介護予防通所介護相当サービス(及び一体的に実施する(介護予防通所介護)の提供を受けることができる利用者の数の上限						人			
単位別従業者の職種・員数		生活相談員		看護職員		介護職員		機能訓練指導員	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤(人)									
非常勤(人)									
※基準上の必要人数(人)									
※適合の可否									
食堂及び機能訓練室の用に供する区画の合計面積				※基準上の必要数値			※適合の可否		
				㎡			㎡以上		
利用定員	人(単位ごとの定員① 人、② 人、③ 人)								
営業日									
営業時間									
添付書類	平面図、位置図、備品概要								

備考

- ※印の欄は、記入しないでください。
- 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、又は別葉に記載した書類を添付してください。
- 一部事業を実施する施設を複数有するときは、適宜欄を設けて記載するか、又は別葉に記載した書類を添付してください。
- 以下の要件を満たすことを確認の上、満たす場合には申請者確認欄に○をつけてください。

要 件		申請者 確認欄
①	利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われている。	
②	職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されている。事業所内において、必要な場合に、従業員相互の間で支援が行える体制にある。	
③	苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にある。	
④	事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められている。	
⑤	人事、給与、福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われている。	

付表4 通所型サービスAの指定（更新）に係る記載事項

（表）

当該事業所と同一所在地で提供する全てのサービスにチェック印を付けてください。

通所介護 介護予防通所介護 介護予防通所介護相当サービス 通所型サービスA

通所型サービスC

事業所	フリガナ				
	名称				
	所在地	〒 (ビルの名称等)			
	連絡先	電話番号		ファクシミリ番号	
当該事業の実施について定めている定款等の条文			第 条 第 項 第 号		
管理者	フリガナ			住所	〒
	氏名				
	生年月日				
	当該事業所で兼務する他の職種（兼務の場合のみ記入）				
	同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務（兼務の場合記入）	事業所等の名称			
兼務する職種及び勤務時間等					
実施単位数		単位			
同時に通所型サービスAの提供を受けることができる利用者の数の上限					人
単位別従業者の職種・員数	従事者				
	専従		兼務		
	常勤（人）				
	非常勤（人）				
	※基準上の必要人数（人）				
※適合の可否					
食堂及び機能訓練室の合計面積			※基準上の必要数値		※適合の可否
			㎡		㎡以上
主な揭示事項	営業日				
	営業時間（単位ごとのサービス提供時間）	(① : ~ : ② : ~ : ③ : ~ :)			
	利用定員	人（単位ごとの定員① 人、② 人、③ 人）			
	利用料	法定代理受領分			
		法定代理受領分以外			
	その他の費用				
通常の事業実施地域					
【添付書類】 別添のとおり（申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等、従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（組織体制図、資格証、雇用契約書の写等）、事業所の管理者の経歴書、事業所の平面図、位置図、備品概要、運営規程、利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要、当該申請に係る資産の状況（決算書、損害保険証書等）、介護保険法第115条の45の5第2項及び高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第14条各号に該当しないことを誓約する書面、役員の氏名等、貸借契約書、建築基準法の規定による検査済証、消防設備等検査済証、その他市長が必要と認めるもの）					

(裏)

通所型サービスA

実施単位数が複数の場合は、単位ごとに下記について記載のこと。

単位別従業者の職 種・員数	従事者	
	専従	兼務
常勤（人）		
非常勤（人）		
※基準上の必要人 数（人）		
※適合の可否		

備考

- 1 ※印の欄は、記入しないでください。
- 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、又は別葉に記載した書類を添付してください。
- 3 「主な揭示事項」については、この欄の記載を省略し、別添資料として添付して差し支えありません。
- 4 事業所内で複数の単位を実施する場合にあっては、2単位目以降に係る利用定員及び単位別従業者の職種・員数については、別葉に記載し添付してください。

付表5 通所型サービスCの指定（更新）に係る記載事項

(表)

当該事業所と同一所在地で提供する全てのサービスにチェック印を付けてください。

- 通所介護
 介護予防通所介護
 介護予防通所介護相当サービス
 通所型サービスA
 通所型サービスC

事業所	フリガナ				
	名称				
	所在地	〒 (ビルの名称等)			
	連絡先	電話番号			ファクシミリ番号
当該事業の実施について定めている定款等の条文					第 条 第 項 第 号
管理者	フリガナ			住所	〒
	氏名				
	生年月日				
	当該事業所で兼務する他の職種（兼務の場合のみ記入）				
	同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務（兼務の場合記入）	事業所等の名称			
兼務する職種及び勤務時間等					
実施単位数	単位				
同時に通所型サービスCの提供を受けることができる利用者の数の上限					人
単位別従業者の職種・員数		従事者		機能訓練指導員又は健康運動指導士	
		専従	兼務	専従	兼務
		常勤（人）			
		非常勤（人）			
		※基準上の必要人数（人）			
機能訓練室の合計面積		※基準上の必要数値		※適合の可否	
		㎡		㎡以上	
主な揭示事項	営業日				
	営業時間（単位ごとのサービス提供時間）	(① : ~ : ② : ~ : ③ : ~ :)			
	利用定員	人（単位ごとの定員① 人、② 人、③ 人）			
	利用料	法定代理受領分			
		法定代理受領分以外			
	その他の費用				
通常の事業実施地域					
【添付書類】 別添のとおり（申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等、従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（組織体制図、資格証、雇用契約書の写等）、事業所の管理者の経歴書、事業所の平面図、位置図、備品概要、運営規程、利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要、当該申請に係る資産の状況（決算書、損害保険証書等）、介護保険法第115条の45の5第2項及び高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第14条各号に該当しないことを誓約する書面、役員の氏名等、貸借契約書、建築基準法の規定による検査済証、消防設備等検査済証、その他市長が必要と認めるもの）					

(裏)

通所型サービスC

実施単位数が複数の場合は、単位ごとに下記について記載のこと。

単位別従業者の職 種・員数	従事者		機能訓練指導員又は 健康運動指導士		
	専従	兼務	専従	兼務	
常勤（人）					
非常勤（人）					
※基準上の必要 人数（人）					
※適合の可否					

備考

- 1 ※印の欄は、記入しないでください。
- 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、又は別葉に記載した書類を添付してください。
- 3 「主な掲示事項」については、この欄の記載を省略し、別添資料として添付して差し支えありません。
- 4 事業所内で複数の単位を実施する場合にあっては、2単位目以降に係る利用定員及び単位別従業者の職種・員数については、別葉に記載し添付してください。

様式第4号（第13条関係）

高松市指令 第 号

高松市介護予防・生活支援サービス事業者 指定 通知書
指定更新

介護保険法 第115条の45の3第1項 の規定により、高松市介護予防・生
第115条の45の6第1項

活支援サービス事業者として 指定 します。
指定を更新

年 月 日

高松市長

介護保険事業所番号	
事業所の名称	
事業所の所在地	
サービスの種類	
指定の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 主たる事務所の所在地
 名 称
 代表者の氏名

⑨

高松市介護予防・生活支援サービス事業者変更届

次のとおり指定を受けた内容を変更したので、届けます。

介護保険事業所番号											
指 定 内 容 を 変 更 し た 事 業 所 (施 設)	名 称										
	所在地										
	電話番号 () -										
サ ー ビ ス の 種 類	介護予防訪問介護相当サービス										
	訪問型サービスA (A-1)										
	訪問型サービスA (A-2)										
	訪問型サービスA (A-3)										
	介護予防通所介護相当サービス										
	通所型サービスA										
	通所型サービスC										
変 更 が あ っ た 事 項		変 更 の 内 容									
1	事業所の名称	(変更前)									
2	事業所の所在地										
3	主たる事務所の所在地										
4	代表者(開設者)の氏名、生年月日、住所及び職名										
5	定款等及びその登記事項証明書・条例等(当該事業に関するものに限る。)										
6	事業所の建物の構造、専用区画等	(変更後)									
7	事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴										
8	サービス提供責任者及び訪問事業責任者の氏名、生年月日及び住所										
9	運営規程										
10	役員の氏名、生年月日及び住所										
変 更 年 月 日		年 月 日									
担 当 者 名 (連 絡 先 電 話 番 号)											

備考

- 1 変更があった事項については、該当する番号を○で囲んでください。
- 2 変更内容が分かる書類を添付してください。

様式第6号（第15条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

届出者 主たる事務所の所在地
 名 称
 代表者の氏名



高松市介護予防・生活支援サービス事業者廃止・休止届

次のとおり事業の廃止・休止をしたいので、届けます。

	介護保険事業所番号										
事業所（施設）	名称										
	所在地										
	電話番号										
届出の種類	廃止・休止										
サービスの種類											
廃止・休止しようとする年月日	年 月 日										
廃止・休止しようとする理由											
現にサービス又は支援を受けている者に対する措置											
休止予定期間 （休止の場合のみ記載）	年 月 日 ～ 年 月 日										

備考 廃止又は休止の1月前までに提出してください。

年 月 日

（宛先）高松市長

届出者 主たる事務所の所在地
 名 称
 代表者の氏名 ㊟

高松市介護予防・生活支援サービス事業者再開届

次のとおり休止した事業（施設）の再開をしたので、届けます。

	介護保険事業所番号										
事業所（施設）	名称										
	所在地										
	電話番号										
サービスの種類											
再開年月日	年 月 日										
休止した理由											

備考

- 1 当該届出に係る事業（施設）に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。
- 2 再開の日から10日以内に提出してください。

様式第8号（第16条関係）

様

高松市長

高松市介護予防・生活支援サービス事業者取消・停止通知書

法第115条の45の9の規定により、次のとおり高松市介護予防・生活支援サービス事業者の指定を取り消し（停止し）たので通知します。

- 1 事業者名
- 2 代表者の職名及び氏名
- 3 事業所（施設）の名称及び所在地
- 4 介護保険事業所番号
- 5 サービスの種類
- 6 指定取消・停止年月日

教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に高松市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

年 月 日

（宛先）高松市長

届出者 所在地

団体名

代表者氏名

印

電話番号

高松市訪問型サービスB・通所型サービスB実施届出書

訪問型サービスB
通所型サービスB を実施したいので、高松市介護予防・日常生活支援総合
事業実施要綱第17条第1項の規定により届けます。

主たる事務所の所在地			
電話番号		ファクシミリ番号	
実施するサービスの種類	訪問型サービスB ・ 通所型サービスB		
サービス開始予定年月日	訪問型サービスB	年 月 日	
	通所型サービスB	年 月 日	
サービス提供場所 (通所型サービスB を実施する場合に記入)	名称		
	所在地		
利用料の額	円		
<p>【添付書類】</p> <p>別添のとおり（従事者の名簿、従事者の資格を証明する書類の写し、組織体制図、サービス提供場所の平面図、利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要その他市長が必要と認める書類）</p>			

年 月 日

（宛先）高松市長

届出者 所在地
 団体名
 代表者氏名
 電話番号

印

高松市訪問型サービスB・通所型サービスB届出事項変更届

次のとおり届け出た事項を変更したので、届けます。

サービスの種類	訪問型サービスB・通所型サービスB	
変更があった事項	変更の内容	
1 団体の名称	(変更前)	
2 団体の所在地		
3 代表者の氏名		
4 主たる事務所の所在地		
5 サービス提供場所の名称（通所型サービスBの場合のみ記入）	(変更後)	
6 サービス提供場所の所在地（通所型サービスBの場合のみ記入）		
7 利用料の額		
8 その他		
変更年月日	年月日	

備考

- 1 変更があった事項については、該当する番号を○で囲んでください。
- 2 変更内容が分かる書類を添付してください。

年 月 日

（宛先）高松市長

届出者 所在地

団体名

代表者氏名

印

電話番号

高松市訪問型サービス B ・通所型サービス B 廃止・休止届

次のとおり事業の廃止・休止をしたいので、届けます。

届出の種類別	廃止・休止
サービスの種類	訪問型サービス B ・通所型サービス B
サービス提供場所 （通所型サービス B の場合のみ記入）	名称
	所在地
廃止・休止しようとする年月日	年 月 日
廃止・休止しようとする理由	
現にサービス又は支援を受けている者に対する措置	
休止予定期間 （休止の場合のみ記入）	年 月 日 ～ 年 月 日

備考 廃止又は休止の 1 月前までに提出してください。

年 月 日

(宛先) 高松市長

届出者 所在地
団体名
代表者氏名
電話番号

印

高松市訪問型サービス B ・ 通所型サービス B 再開届

次のとおり休止したサービスを再開したので、届けます。

サービスの種類	訪問型サービス B ・ 通所型サービス B
サービス提供場所 (通所型サービス B の場合のみ記入)	名称
	所在地
再開年 月 日	年 月 日
休止した理由	

備考

- 1 当該届出に係るサービスに係る従事者の組織体制に関する書類を添付してください。
- 2 再開の日から 1 0 日以内に提出してください。

様式第13号（第18条関係）

高額介護予防サービス相当費支給申請書

被 保 険 者	フリガナ		保険者番号															
	氏名		被保険者番号															
	生年月日	年 月 日	性別															
	住所	〒 電話番号																
		氏名	生年月日	性別	被保険者番号													
世 帯 構 成	世帯主		年 月 日	男・女														
	世帯員		年 月 日	男・女														
			年 月 日	男・女														
			年 月 日	男・女														
(宛先) 高松市長 上記のとおり、高額介護予防サービス相当費の支給を申請します。 年 月 日 申請者 住所 電話番号 () 氏名 (印)																		

注意 この申請書を提出することによって、高額介護予防サービス相当費の支給の対象となった場合は自動的に下記口座に振り込まれます。なお、口座番号等申請内容に変更があった場合は届出が必要です。

高額介護予防サービス相当費を次の口座に振り込んでください。

口 座 振 替 依 頼 欄	銀行・金庫 農協・漁協 信用金庫・組合				本店 支店 出張所			種 目	口座番号										
	金融機関コード				店舗コード			1. 普通預金											
								2. 当座預金											
	フリガナ				-----														
口座名義人																			

※ 被保険者と口座名義人が異なる場合は、下記に御記入ください。
(委任状)

高額介護予防サービス相当費の受領に係る権限を下記の口座名義人に委任します。																		
委任者 (被保険者)				氏名 (印)														
受任者 (口座名義人)				住所 (印)														
				氏名														
				続柄 () 連絡先 ()														

様式第14号（第19条関係）

高額医療合算介護予防サービス相当費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書

申請対象年度	年度	申請区分	1.新規	2.変更	3.取下げ	(保険者等記入欄)	支給申請書整理番号						
フリガナ						明・大・昭	年 月 日 生	性別	男 女	計算期間の始期及び終期			
氏名	生年月日												
国民健康保険資格情報													
保険者番号	被保険者証記号	被保険者証番号	続柄	保険者名称			加入期間						
			1.世帯主 2.擬制世帯主 3.世帯員				年 月 日から 年 月 日まで						
後期高齢者医療資格情報													
保険者番号	被保険者番号			広域連合名称			加入期間						
							年 月 日から 年 月 日まで						
介護保険資格情報													
保険者番号	被保険者番号			保険者名称			加入期間						
							年 月 日から 年 月 日まで						
支給方法	口座管理番号	振込口座記入欄	銀行・金庫 農協・漁協 信用金庫・組合	金融機関コード		本店 支店 出張所	店舗コード	種目	口座番号			フリガナ	振込先口座管理番号
1.現金払い 2.口座振替										1.普通預金 2.当座預金 9.その他			
保険者加入歴	1	保険者名	加入期間			添付の自己負担額証明書整理番号			備考欄				
	2		年 月 日から 年 月 日まで										
	3		年 月 日から 年 月 日まで										
(宛先) 高松市長						年 月 日							
① 上記対象者について、高額医療合算介護予防サービス相当費の支給を申請します。						申請者 〒							
② 上記対象者について、自己負担額証明書の交付を申請します。						住所							
※自己負担額証明書の交付申請を行う場合は、①・②のいずれも○印で囲んでください。						氏名							
高額医療合算介護予防相当サービス費の支給申請を行う場合は、①のみを○印で囲んでください。						電話番号							

申請者確認書類	1点のみで可	1.個人番号カード 2.運転免許書 3.身体障害者手帳等 4.介護支援専門員証 5.その他()	2点確認必要	1.介護保険被保険者証 2.医療保険証 3.介護保険納入通知書 4.長寿手帳 5.包括・事業所の職員証 6.その他()
---------	--------	--	--------	--

	枚中	枚目
--	----	----